

## 農地パトロール実施要領

平成23年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、違反転用の早期発見と遊休農地の有効利用を図ることを目的に、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）が行う地区内の農地パトロールに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の作成)

第2条 各地区の農業委員等は、年度当初に年間の農地パトロール実施計画（様式第1号以下「計画」という。）を作成し、会長に報告する。計画は、違反転用及び遊休農地化の未然防止を図る上から、概ね6か月で地区内の全域を一巡することが可能なものとする。

(実施日)

第3条 農地パトロールは、計画に基づき各地区で、原則として毎月の農業相談日に地区の農業委員等で実施するものとし、違反転用については、未然防止を図るうえから、現に違反行為が行中のものを対象とする。

(発見・連絡)

第4条 農地パトロールによって違反転用を発見した場合には、違反行為の停止を含めた指導を行うとともに、速やかに農業委員会事務局に電話又はファックスで連絡をする。

2 新たな遊休農地を発見した場合は、地図上に該当箇所を記載し、農業委員会事務局に連絡をする。

(指導)

第5条 違反転用を発見した場合には、「違反転用に関する事務処理要領」に基づき、関係各課と連携して指導に当たるとともに、必要に応じ総会に報告するとともに対策を協議する。

2 遊休農地については、農地利用状況調査をするとともに、農地所有者に対し有効利用を図るために必要な指導を行う。

(報告)

第6条 各地区の農業委員等は、農地パトロールに関する活動状況を取りまとめ、会長に対して毎月報告する（様式第2号）。

(総括)

第7条 会長は、各地区から報告のあった活動状況を参考として、翌年度の農地パトロールに関する年間計画を作成する。

(その他)

第8条 要領で定める農地パトロールとは別に、一般社団法人福島県農業会議で毎年設定する農地違反転用防止対策月間に合わせ、別途「強化月間」を設定し取り組みを行う。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。

様式第1号

## 農地パトロール年間計画書

地区名 ( )

月	地区名	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

様式第2号

# 農地パトロール報告書 ( 月 )

地区名 ( )

調査年月日	年 月 日
調査地区	
調査者名	農業委員 ( ) 農地利用最適化推進委員 ( ) 職員 ( )
調査内容	